第５７回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成25年11月12日（火）14:00～16:00
場所　道庁赤れんが庁舎　２階　１号会議室

１　開　　会

２　挨　　拶
　北海道副知事　高井　修

３　委員等紹介

４　正副会長選任

５　諮　　問

６　議　　事
（１）道州制特区の概要について
（２）前期委員会からの申し送り事項について
（３）その他

７　閉　　会

【配付資料】
資料１　北海道道州制特別区域提案検討委員会委員名簿（第４期）
資料２　道州制特区の概要について
資料３　前期委員会からの申し送り事項
資料４　高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲
資料５　北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲
資料６　第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲
資料７　商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化

参考資料１　第６回答申に向けた道民提案及び庁内提案の検討状況等
参考資料２　第６回答申に向けた道州制特区提案検討委員会　開催状況
参考資料３　道州制特区提案に関する検討の具体的な進め方

地 権 第 １ ３ ９ 号
平成25年11月12日

北海道道州制特別区域提案検討委員会　会　長　様

北海道知事　高　橋　はるみ

道州制特別区域基本方針の変更の提案について（諮問）

北海道道州制特別区域推進条例（平成１９年北海道条例第４４号）第５条第１項の規定に基づき、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成１８年法律第１１６号）第６条第１項の道州制特別区域基本方針の変更の提案に関し、貴委員会の意見を求めます。

（諮問の理由）

北海道では、将来のあるべき自治の姿としての道州制を展望して、地域のことは地域が決めることができる分権型社会の実現を目指した取組を進めています。

このような中で、平成１８年１２月に「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」が成立し、道からの提案に基づいて国からの権限の移譲などを求めていく仕組みが法的に構築されたことから、この仕組みを有効的に活用して、本道の活性化や道民生活の向上に役立つ提案を国に行うため、道としての案の取りまとめに当たり、貴委員会の意見を求めるものです。

資料１

北海道道州制特別区域提案検討委員会委員名簿（第４期）

（任期：平成 25 年 11 月 6 日から平成 27 年 11 月 5 日）

【委　　員】

氏　名	職　　業
太田（おおた）　明子（あきこ）	太田明子ビジネス工房代表
岡田（おかだ）　佳菜子（かなこ）	拓殖大学北海道短期大学環境農学科准教授
河西（かわにし）　邦人（くにひと）	札幌学院大学経営学部経営学科教授
菊池（きくち）　貞雄（さだお）	北海道バイオマスリサーチ株式会社代表取締役
岸本（きしもと）　太樹（たいき）	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
佐藤（さとう）　太紀（たいき）	株式会社エフエムもえる代表取締役社長
寺下（てらした）　麻理（まり）	一般社団法人北海道総合研究調査会主任研究員

※五十音順

○　北海道道州制特別区域推進条例（平成19年北海道条例第44号）

（目的）

第１条　この条例は、道が行う道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「法」という。）第６条第１項の道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下「変更提案」という。）に関し、道民の参加の促進に必要な事項を定めることにより、変更提案に道民の意見、提言等を反映し、もって法第２条第１項に規定する特定広域団体である北海道における広域行政の推進（以下「道州制特別区域の推進」という。）を図ることを目的とする。

（道民への情報提供）

第２条　道は、変更提案の案の作成に当たり、道民が意見、提言等を述べることができるよう、道民に対して積極的に情報を提供しなければならない。

（変更提案の案の作成等）

第３条　道は、変更提案の案の作成に当たり、道民の参加を促進するため、道民が意見、提言等を述べる機会を十分に確保しなければならない。

２　知事は、変更提案の案の決定について、法第６条第２項に規定する手続をしようとするときは、あらかじめ、北海道道州制特別区域提案検討委員会の意見を聴かなければならない。

３　道は、変更提案の案を決定したときは、第１項の規定により道民から述べられた意見、提言等に対する道の考え方を公表しなければならない。

（設置）

第４条　道州制特別区域の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道道州制特別区域提案検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第５条　委員会は、知事の諮問に応じ、変更提案の案に関する事項を調査審議する。

２　委員会は、道州制特別区域の推進に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第６条　委員会は、委員７人以内で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第７条　委員会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第８条　委員会の会議は、会長が招集する。

２　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　委員会は、変更提案の案の審議のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

５　委員会は、会議を原則として公開しなければならない。

（会長への委任）

第９条　第４条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条から第９条までの規定は、公布の日から起算して２月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

［第４条から第９条までの規定：平成19年７月規則第78号で、同19年７月30日から施行］

資料２

道州制特区の概要について

○　道州制特区推進法に関する経過等　P1

○　道州制特区推進法が制定されました　P2

○　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の概要　P3

○　道州制特区推進法に基づく国への提案の流れ　P4

○　北海道道州制特別区域計画（更新）の概要　P5~6

○　道州制特区提案の状況　P7

○　道州制特区のアイデア募集中！（道州制特区ｱｲﾃﾞｱ募集ﾁﾗｼ）　P8

○　特区制度の比較　P9

道州制特区推進法に関する経過等

「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」が第165回国会で成立

（平成18年12月）

○ ８項目の事務事業を国から道に移譲

- 調理師養成施設の指定
- 危険猟法（麻酔薬の使用）の許可
- 商工会議所に対する監督の一部
- 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
- 民有林直轄治山事業の一部
- 直轄通常砂防事業の一部
- 開発道路に係る直轄事業
- ２級河川に係る直轄事業

道から国への特区提案の主なもの（５回、計30項目を提案）

○第１回提案（平成19年12月）〔５項目〕

提案項目	国の対応
札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度省令改正により届出廃止
ＪＡＳ法に基づく監督権限の移譲（財源移譲を要望）	21年度政令改正により全国で実現
水道法に基づく監督権限の移譲（財源移譲を要望）	20年度政令改正により21年度移譲 財源については交付金として73万円を措置

○第２回提案（平成20年３月）〔11項目〕

提案項目	国の対応
国土利用の規制権限等の移譲（財源移譲を要望）	分権改革の検討状況を踏まえて検討。 農地転用許可制度については、新農地法施行後５年を目途に検討
特定免税店制度の創設	別の手法による実現について別途検討
国際観光振興業務特別地区の設定	

○第３回提案（平成20年10月）〔５項目〕

提案項目	国の対応
維持管理費に係る国直轄事業負担金廃止	維持管理に係る負担金制度を全国的に廃止（23年度～）
道道管理権限の町村への移譲	地域主権改革に関する一括法による道路法の改正により全国措置

○第４回提案（平成21年７月）〔５項目〕

提案項目	国の対応
「条例による法令の上書き権」の創設	地域主権改革に関する一括法の成立により条例制定権を拡大
過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置	基本的には対応困難。現行制度で一部対応可能である旨通知

○第５回提案（平成23年10月）〔４項目〕

提案項目	国の対応
「ふるさと納税」のコンビニでの収納	23年12月の政令改正により全国で実現
自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大	登録権限の市町村への移譲等について検討。 現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知

「北海道道州制特別区域計画」の更新（平成24年３月）

○　道州制特別区域基本方針の計画期間が４年間延長されたことを受け、「北海道道州制特別区域計画」の計画期間を更新（平成19年度～平成27年度）

道州制特区推進法が制定されました

（平成18年11月28日衆議院本会議、12月13日参議院本会議可決）

地域主権を目指す道州制

今のままの中央集権では、日本は行き詰まってしまいます。
地方分権を大胆に進め、地域のことは地域が決める地域主権型社会に転換する必要があります。

中央集権

（全国画一的
変えられない
官依存、中央依存
東京一極集中）

地域主権

（大胆な地方分権
自分たちで決め、責任も持つ）

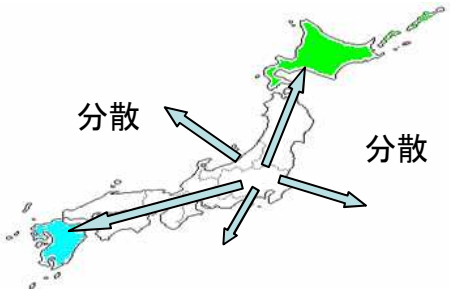

都道府県を再編して道州をつくり、国から道州へ、道州から市町村への大胆な分権を進めるのが道州制です。
これは首都機能の分散にもなります。

一歩一歩、段階的に進める

道州制は、この国のかたちを変える大きな改革です。
一気に実現しようとしても無理があるので、一歩一歩、段階的に進めるのが現実的です。

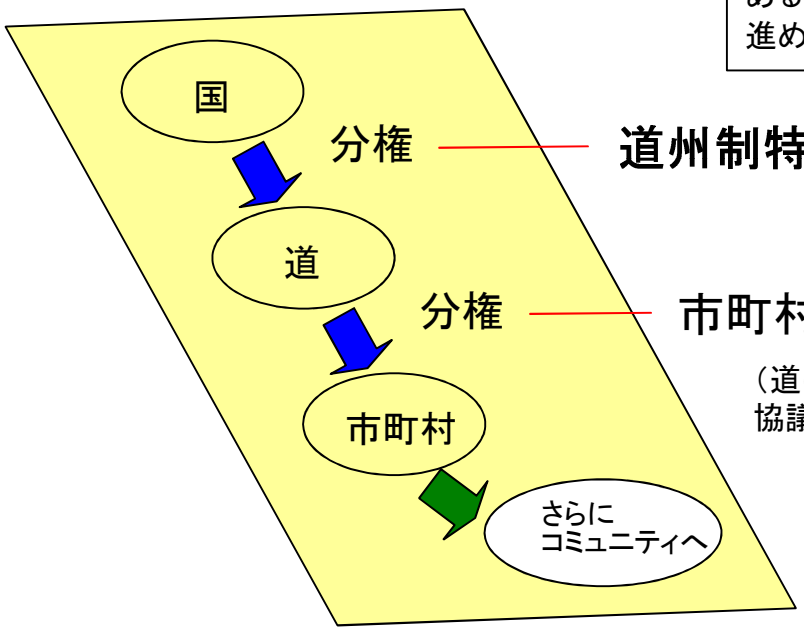

道州制特区（推進法を使って国からの分権を進めます）

市町村への事務・権限移譲

（道の移譲方針に基づき、市町村と協議して進めています）

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の概要

北　海　道

1. 法の目的

地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方等の自立的発展に寄与する

2. 法の仕組み

政府が道州制特区の対象となる都道府県を**「特定広域団体」として指定**（政令）

（対象となりうるのは、北海道又は3以上の都府県が合併した都府県）

⇩

政府が**「道州制特別区域基本方針」**を作成（閣議決定）

基本方針案の作成は**道州制特別区域推進本部**が行う

基本方針の中で、**権限移譲など法令の特例措置**について規定

道州制特別区域推進本部
- ・本部長　：内閣総理大臣
- ・副本部長、本部員　：国務大臣
- **・参与　：埼玉県知事、北海道知事**

実際に権限移譲をスタートするためには

→ 北海道が**「道州制特別区域計画」**を作成

北海道が新たな権限移譲等を国に提案する場合には

→ 北海道が**基本方針の変更の素案を添えて提案**

いずれの場合も**関係市町村の意見聴取・道議会の議決**が必要

↓

道州制特別区域推進本部で北海道知事が総理・閣僚と同じテーブルで直接議論

→ 提案を受け入れる場合

推進本部が基本方針の変更案を作成し、それに基づき閣議決定

→ 提案が受け入れられない場合

その旨及びその理由を道に通知・公表

3. 移譲事務・事業（法律制定時に盛り込まれたもの）

<平成19年4月>

○調理師養成施設の指定
○危険猟法（麻酔薬の使用）の許可
○商工会議所に対する監督の一部
○国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
○民有林直轄治山事業の一部

<平成22年4月>

○直轄通常砂防事業の一部
○開発道路に係る直轄事業
○2級河川に係る直轄事業

＜　＞内は、移譲開始時期　（※既に終了した事業も含む）

道州制特区推進法に基づく国への提案の流れ

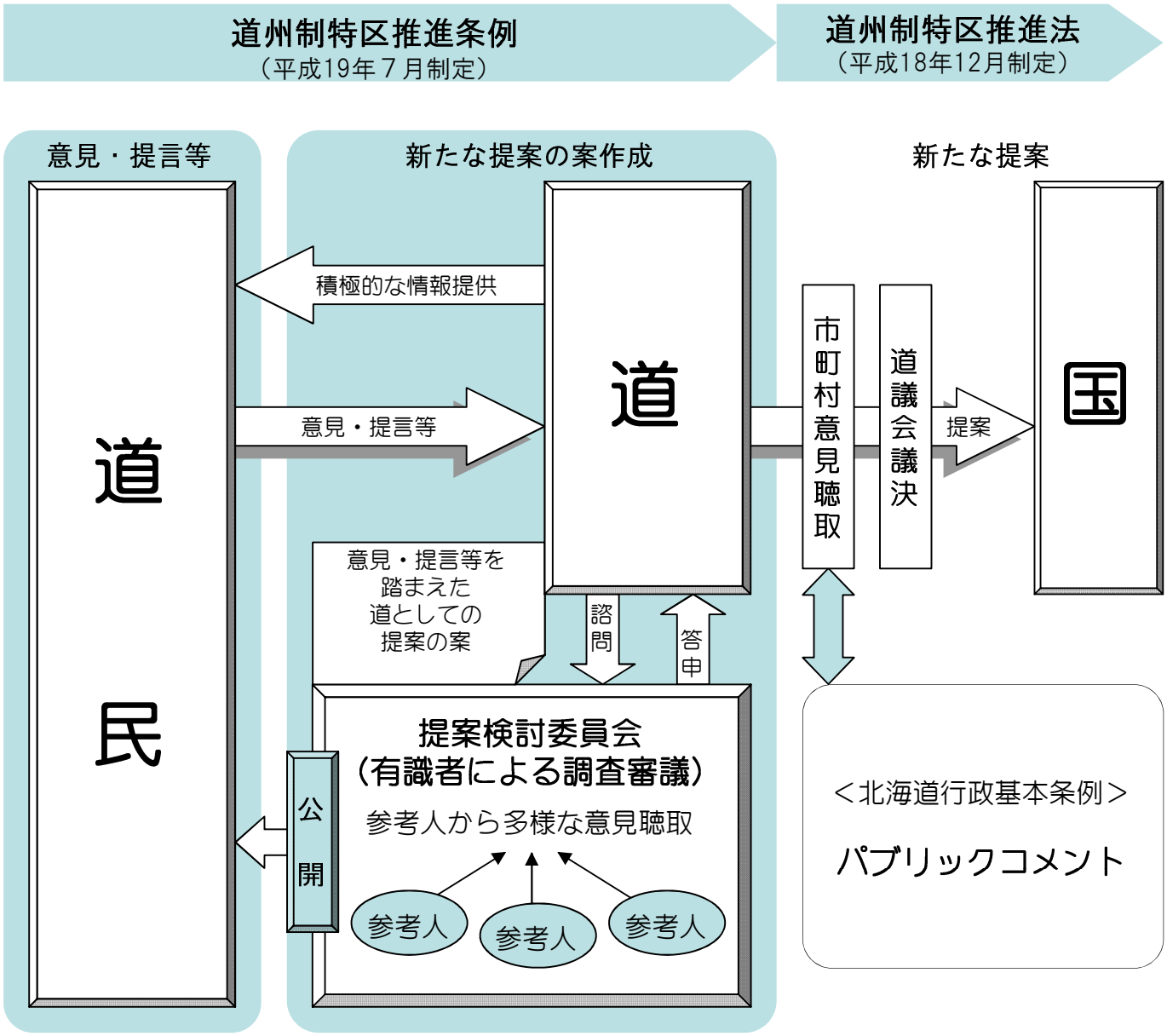

北海道道州制特別区域計画（更新）の概要

1　道州制特別区域計画の目標

⑴　北海道の設置

・　明治２年、政府は「蝦夷」に11か国を設置し、「北海道」と命名。
・　北海道は、ひとくくりで一人の知事が置かれ、これまでも、面積の小さい順から積み上げた場合、22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に実施。

⑵　北海道の現状と課題

・　人口減少や少子高齢化が急速に進む中、依然厳しい経済情勢にあるほか、経済社会生活圏の広域化に対応し、広域行政の一層の推進が必要。
・　本道の優位性を活かし、自立的発展をめざすとともに、高い食料供給力などを活かし、バックアップ拠点としての役割の発揮を通じて、我が国の経済活動や国民生活の安定はもとより、災害に対し強靱な国土の形成にも本道が積極的な役割を果たしていくことが求められている。

ア　北海道価値を最大限に活用

・　安全でおいしい食や優れた自然環境など、北海道の優位性である「北海道価値」を磨き上げ最大限に活用し、自立的な発展を図っていくことが重要。

イ　地域の暮らしを支えるための基盤の整備

・　広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、道路、河川などの社会資本の効率的かつ総合的な整備に努め、人口減少社会における地域づくりの先行的な取組が求められている。

ウ　広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

・　市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくためには、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要。

⑶　道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

ア　目　　的

地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ること

イ　計画期間

平成１９年度から２７年度（９か年間）

ウ　移譲範囲

法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定める。

エ　今後の取組

(ｱ) 地方分権の推進

・　市町村の意向を踏まえ、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努めていく。
・　市町村の行財政基盤を強化するため、道市長会や道町村会と連携し、定住自立圏構想や広域連合などの広域的な連携を活用した地域づくりを進めていく。
・　地域を重視した道政の推進を図るため、振興局を「地域づくりの拠点」とし、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策の推進に取り組んでいく。

(ｲ) 行政の効率化

・　職員給与の独自縮減措置のほか、職員数適正化など、行財政改革を道自ら不断に取組を進めていく。

(ｳ) 北海道の自立的発展

・　国に提案した項目のうち、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道法やＪＡＳ法に基づく監督権限の国からの移譲に伴い、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現したことにより、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきている。
・　今後も、道民からの意見などを基に道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら、提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していく。

2　北海道が実施する広域的施策の内容

国から移譲を受ける事務、事業等と一体的に次の広域的施策を展開。

(1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供
(2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化
(3) 調理師資格者の資質の向上
(4) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化
(9) 地域医療を担う医師の確保
(10) 水道水の安全性及び安定供給の確保

(5) 保安施設の整備等による森林の保全
(6) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進
(7) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築
(8) 河川の整備等による治水対策の推進

3　北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

(1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
(2) 商工会議所に対する監督の一部
(3) 調理師養成施設の指定
(4) 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可
(5) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
(6) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

4　北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

(1) 民有林の直轄治山事業の一部（２地区）
(2) 直轄通常砂防事業の一部（２水系）
(3) 開発道路に係る直轄事業（５路線）
(4) 二級河川に係る直轄事業（２水系）

5　その他の取組

(1) 連携・共同事業

・　広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携・共同して、事務、事業を実施。

○国有林と民有林が一体となった森林づくり
○国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
○防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
○道路管理者が連携した案内標識の整備　　など２１の事業

6　広域的施策の施策効果の把握及び評価

・　広域的施策の推進状況、施策の効果とともに、地域社会や本道経済への影響等を適切かつ客観的に評価する。
・　広域的施策の推進状況等は、毎年度、フォローアップ作業を通じて把握をしたうえで、評価を実施。

7　今後に向けて

(1) これまでの取組の主な成果

ア　国からの移譲を受けた事務・事業について

・道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られている。
・一部の権限の移譲を受けた事務については、窓口が依然として、国と道に分かれていることや、財源の確実な措置を図るためのルールの確立などが課題。

イ　権限移譲等を求める国への提案について

・提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大し、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現するとともに、暮らしの安全・安心の確保が図られるなど、本道の自立的な発展につながってきている。

(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて

・本道の優位性である「北海道価値」（食・観光、環境など）を最大限に活かし、一体的かつ効果的に自立的な地域づくりが可能となり、また、道はもとより、地方の裁量権の拡大につながるよう、今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などに向けて、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていく。
・具体的な提案に当たっては、食・観光、環境などのテーマ毎に、道民からの意見などを基に、道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、本道の自立的発展につながる提案となるよう努めていく。
・移譲に伴い必要となる財源が確実に措置されるよう国に働きかけていくとともに、地方分権に関する国の改革の動向を踏まえ、道州制特区制度の一層有効な活用に努めていく。

道州制特区提案の状況

		国の対応状況等	国への提案時期等
第1回提案（H19.12.19提案　H20.3.21閣議決定）			
地域医療	○札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度省令改正により届出廃止	H19/10/3 第１回答申 H19/12/12 道議会議決 H19/12/19 国へ正式提案 H20/3/21 基本方針変更の閣議決定
	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	19年12月の政令改正により全国で実現済	
	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	北海道のニーズを見極めつつ継続検討	
食の安全・安心	ＪＡＳ法に基づく監督権限の移譲	21年度政令改正により全国で実現	
くらしの安全・安心	○水道法に基づく監督権限の移譲	20年度政令改正により21年度移譲 財源については交付金として73万円を措置	
第２回提案（H20.3.31提案　H21.3.27閣議決定）			
環境	国土利用の規制権限等の移譲	分権改革の検討状況を踏まえて検討。農地転用許可は新農地法施行後５年を目処に検討	H19/12/18 第２回答申 H20/3/26 道議会議決 H20/3/31 国へ正式提案 H21/3/27 基本方針変更の閣議決定
	人工林資源の一体的な管理体制の構築	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
	森林関係審議会の統合	現行制度で対応可能であることを通知	
	廃棄物処理法に基づく権限の移譲	モデル事業の実施及び22年度省令改正により対応	
観光	特定免税店制度の創設	別の手法による実現について別途検討	
	国際観光振興業務特別地区の設定	別の手法による実現について別途検討	
	企業立地促進法に基づく権限の移譲	道州制の税財政等のあり方を踏まえ検討	
	○外国人人材受入れの促進	道と定期的な意見交換を実施	
	地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	道の試験実施状況を踏まえ継続検討	
地方自治	町内会事業法人制度の創設	現行で対応可能な範囲を明確化し通知	
	法定受託事務の自治事務化	関連の提案と一体的に検討	
第３回提案（H20.10.8提案　H21.3.27閣議決定，　H22.3.26一部変更）			
地方自治・地域再生	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	維持管理に係る負担金制度を廃止（23年度～）	H20/7/18 第３回答申 H20/10/3 道議会議決 H20/10/8 国へ正式提案 H21/3/27 基本方針変更の閣議決定
	道道管理権限の町村への移譲	地域主権改革に関する一括法による道路法の改正により全国措置	
	福祉運送サービスに係る規制緩和	運用変更により全国展開	
	コミュニティハウスの制度創設	通知により推進。実施状況を踏まえ社会福祉法の見直しの中で制度化を検討	
	○指定都市等の要件設定権限の移譲	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
第４回提案（H21.7.16提案　Ｈ22.3.26閣議決定）			
地方自治・地域再生	「条例による法令の上書き権」の創設	地域主権改革に関する一括法の成立により条例制定権を拡大	H21/4/10 第４回答申 H21/7/3 道議会議決 H21/7/16 国へ正式提案 H22/3/26 基本方針変更の閣議決定
	○国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示	現行制度で対応可能である旨を通知	
	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大	現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知	
地域医療	○過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置	基本的には対応困難。現行制度で一部対応可能である旨通知	
健康づくり産業	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	健康食品の表示に関する検討等を踏まえ継続検討	
第５回提案（H23.10.28提案　Ｈ24.2.10閣議決定）			
地方自治・地域再生	「ふるさと納税」のコンビニでの収納	23年12月の政令改正により全国で実現	H23/5/11 第５回答申 H23/10/7 道議会議決 H23/10/28 国に正式提案 H24/2/10 基本方針変更の閣議決定
	自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大	登録権限の市町村への移行等について検討。現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知	
	○税制上の優遇措置を受けられるＮＰＯ法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化	現行制度で対応可能である旨を通知	
観光	北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大	現行制度で実施可能な範囲を明確化し通知	

※道の提案趣旨に沿った対応は「黒地に白抜き文字」、継続検討等は「白地に黒文字」、道に限った措置は「提案項目名に○」を付している。

道州制特区のアイデア募集中！

● 道では、北海道の活性化や道民生活の向上につながるような、国から道への権限移譲などの提案を行うため、広く道民の皆様のアイデアを募集しています！

● 道州制特区推進法→国から道に権限や財源を移すしくみを法律にしたもの

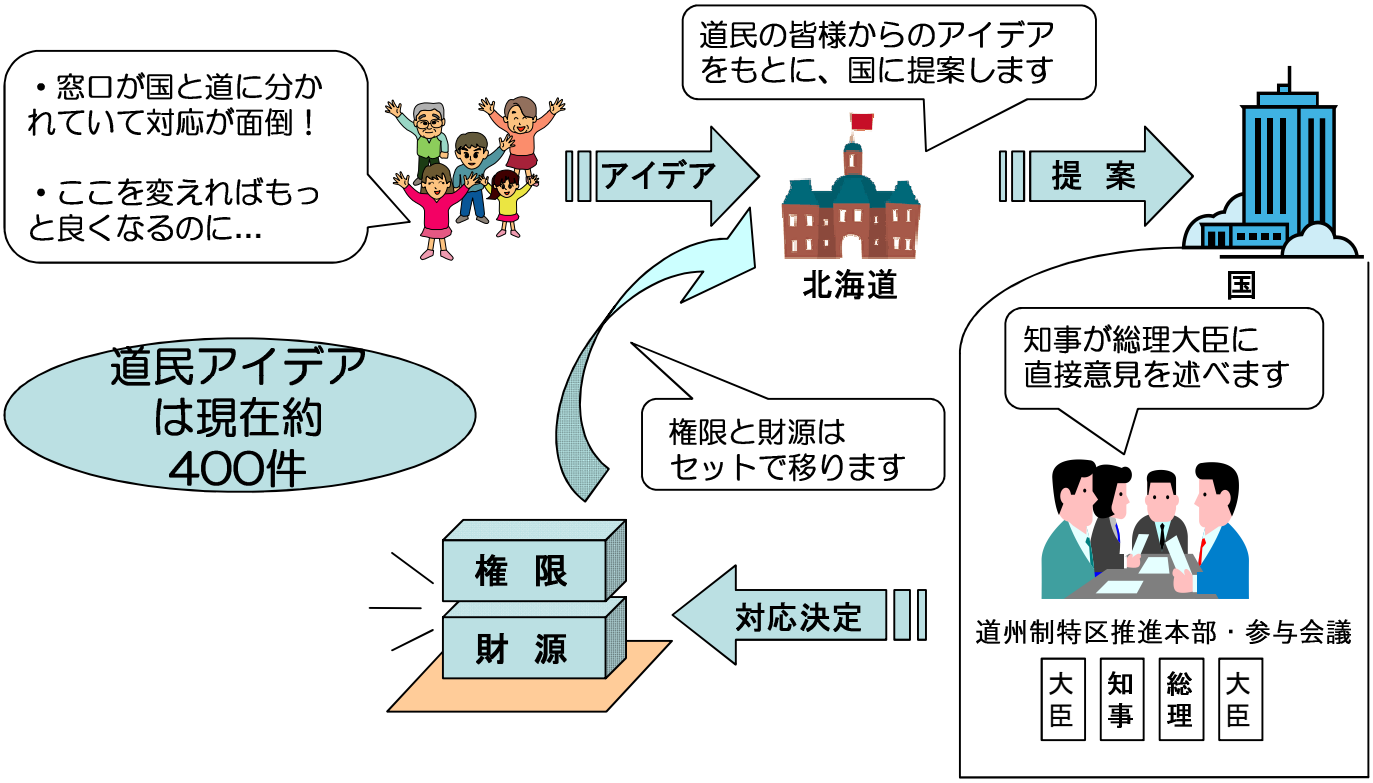

● これまで国への提案を5回、計30項目の実現を要求
　→道からの提案に対して、国が対応を行うとしたものが22項目
　　継続して検討する等としたものは8項目

● 実現した道民アイデアの例

くらしの安全・安心の確保

（平成19年12月提案）
水道法に基づく監督権限の移譲
国が所管している道内水道事業者等の監督権限（給水人口５万人を超える水道事業等）を、道に移譲し監督できる仕組みにしてほしい（いざという時に、道は国が所管している水道事業者への対応ができない仕組みになっている。）

国の対応（平成21年１月関係政令改正）
水道法に基づく監督権限が道に移譲され、道が道内全ての水道事業者の監督を行えることとなった。

● アイデア提出方法及び提出先

(1) 郵　　便　〒060-8588　札幌市中央区北3条西6丁目　北海道総合政策部地域主権局　道州制推進グループ
(2) ファクシミリ　011－232－2743
(3) 電子メール　sogo.syukendousyu@pref.hokkaido.lg.jp

道州制特区に関する詳細な情報を、道のホームページに掲載しております。
是非ご覧ください。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/bunken/doushuusei-top.htm

特区制度の比較

	制　度　の　概　要　等	北海道内から提案（申請）した事例
構造改革特区	【目的】 ・国の規制改革を通じて経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図る。 【対象地域】 ・全国各地域→地域の活性化を図るために地方公共団体が自発的に設定する区域 【申請主体】 ・地方公共団体（民間事業者から地方公共団体への提案制度あり） 【特例措置の内容】 ・主として個別の規制の特例措置（税制・財政・金融措置は対象外）	○**北のフルーツ王国よいちワイン特区**（余市町） 【特定農業者による特定酒類の製造、特産酒類の製造事業】 ○**港湾物流特区**（石狩湾新港管理組合・小樽市・石狩市） 【重量物輸送における重量制限の緩和】 など
総　合　特　区	【目的】 ・拠点形成による産業の国際競争力の強化や地域の活性化に関する規制の特例措置等による我が国の経済社会の活力の向上等に寄与する。 【対象地域】 ・国際戦略総合特区→我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域 ・地域活性化総合特区→全国各地域 【申請主体】 ・地方公共団体（民間事業者から地方公共団体への提案制度あり） 【特例措置の内容】 ・複数の規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置等	**〈※総合特区指定に向けた選定作業中〉** ●国際戦略総合特区 ○**北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区** （北海道、北海道経済連合会、札幌市等22市町） 【特区認定商品の有用性（機能性を含む）表示制度の緩和、農業生産法人への農地権利移動に関わる譲渡所得税の軽減、食品安全性・有用性研究評価センター機能の確立に資する「拠点裁量型研究制度」の創設への財政支援等】 ●地域活性化総合特区 ○**札幌コンテンツ特区**（札幌市） 【ロケ撮影に係る撮影許可の新たな基準の設定と許可基準の緩和等】 ○**森林総合産業特区**（下川町） 【欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入規制の緩和等】 など
道州制特区	【目的】 ・地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展 【対象地域】 ・特定広域団体の区域→北海道又は3以上の都府県が合併した場合に政令で指定した都府県の区域 【提案主体】 ・特定広域団体（道民からの意見・提言等を提案検討委員会で審議し道へ答申） 【特例措置の内容】 ・国からの事務・権限の移譲 ・国の関与の縮小（規制緩和、条例への委任範囲の拡大等）	○**札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更** 【札幌医科大学の学則変更の届出先を、国から北海道とする】 ○**ＪＡＳ法に基づく監督権限の移譲** 【JAS法に基づく道域業者の本社・道内工場等への監督権限の移譲】 ○**水道法に基づく監督権限の移譲** 【水道法に基づき国と道に分かれている指導・監督権限について全て道に移譲】 など３０項目

資料3

前期委員会からの申し送り事項

道州制特別区域提案検討委員会
（任期：H23.11.6～H25.11.5）

1　総括的な事項

（１）審議の進め方について

○　道民提案を募集し、それをもとに審議していくというこれまでの手法については、道民のニーズに応えた提案を直接国に届けることで、道民に道州制や道州制特区を理解していただくという点などに大きな意義がある。

○　寄せられた道民提案の背景や提案に関わる道内の実情をより的確に把握するため、関係者からの意見聴取は重要であることから、これまで以上に、地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう、意見聴取の機会を多く設ける必要がある。

（２）審議・答申分野について

○　平成22年5月から平成24年3月までに寄せられた道民提案（47件）及び庁内提案（12件）については、一通り検討を終了し、知事への第6回答申に向けた審議を行っているところである。

今後とも、本道の独自性や優位性（農業や観光が基幹産業であること、豊かな自然環境に恵まれていること、安全・安心な食を提供していることなど）を生かすとともに、直面する課題などに適切に対応し、本道の自立的な発展につながるよう、幅広い視点から、関連する事項も含めて議論を深めていく必要がある。

（３）道民提案について

○　平成24年4月から平成25年3月末までに、新たに寄せられた道民提案（21件）については、提案の趣旨や背景などを十分に踏まえ、関係者からの意見聴取も積極的に行った上で、検討を進めていくものとする。

○　これまで道民から寄せられた提案については、地域医療をはじめ、経済、環境、福祉、地方自治など多種多様な内容を含んでおり、今後も有効に活用していくことが大切であることから、審議を一旦終了したものについても、新たな提案や情勢の変化などを踏まえ、再検討する必要がある。

○　道民提案を募集することが道州制や道州制特区に関する道民の理解を広め、地域の創意と主体性を生かした地域づくりに道民が参加する機運醸成に繋がることから、今後も、地域意見交換会の開催を含め、様々な工夫を図りながら、新たな提案の掘り起こしに努める必要がある。

（４）庁内提案について

○　道自らが施策の効果的な推進や業務処理の改善に向け、特区提案を有効に活用すべきであり、今後さらに、庁内提案の発掘に積極的に取り組む必要がある。

（５）提案の視点について

○　提案に当たっては、本道の独自性や優位性～『北海道価値（食・観光、環境など）』～を最大限に活用しながら、一体的かつ効果的な地域づくりが可能となるよう、次の視点から検討を進める必要がある。

①　地域の自立的発展につがなるような提案

②　TPP問題やエネルギー問題、大災害に備えた防災や復興への貢献など、本道が直面する喫緊の課題の解決に向けた提案

③　これまで移譲を受けた事務・事業との関連も含め、効率的な事務・事業の執行を図る上で必要な提案

④　国における地方分権改革の動きを加速する提案

○　経済社会の状況が大きく変化しており、一つの制度改正では、課題の解決が困難なことが多い。例えば、福祉と就労支援の一体的推進の仕組みづくり、地域福祉の考え方に立った高齢者や障がい者も含めた、まちなか居住などの推進やそのために必要な総合的な生活支援制度の確立など、現行制度の枠組みを超えた、包括化、統合化した提案となるよう留意する必要がある。

○　道州制を目指して地方分権を進めるという観点から、国の地方分権改革の取組などの動向を見極めるとともに、国から道への事務・権限の移譲を基本として、提案に向けた精力的な検討を進める必要がある。

（６）その他

○　道州制特区提案の審議は、将来の道州制を展望しながら、道民ニーズや道民の声を直接国に届けるためのものであることから、本委員会における審議がより多くの道民に関心をもっていただけるよう努力していくとともに、議論を実りあるものするため、委員が出席できる審議日程の確保について十分配慮し、今まで以上に効率的な審議が行えるよう会議資料の作成や会議の進行などについて工夫する必要がある。

○　今後の答申に向けては、本委員会はもとより委員自らが関係者と相談しながら、新たなアイデイアの発掘に取り組むとともに、審議中のアイデアについても幅広く様々な視点から検討を行うことによって、できるだけ答申に結びつけるよう努めていくことも必要と考える。

２　個別の事項

（１）道民提案（４０５件）の検討結果について

○　道民提案（405件）については、一通り審議を終了したところであるが、判断を留保し、検討を一旦終了しているものもあり、今後も、様々な状況に柔軟に対応しながら、これら貴重な財産が新たな提案につながるよう、有効に活用することが重要である。

　また、十分な審議を行うため、関係団体や庁内関係部局と連携を深め、必要な資料の確保に努めていただきたい。

○　第6回答申に向けて審議中である6つの事項については、次のとおり、審議を継続していただきたい。

①　第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲
　　上記①の事項については、答申に向けて準備。

②　北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲
　　上記②の事項については、整理案として整理・審議。

③　広域観光圏の指定権限の移譲

④　産業振興支援策の道への移譲

⑤　自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲

⑥　高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲
　　上記③～⑥の4つの事項については、分野別審議により答申の適否を判断。

（２）庁内提案に係る継続案件について

○　平成24年12月以降、本委員会で検討事項としてきた「移譲済み4事務関連項目等」のうち、一旦、検討を終了した「鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務」を除く、次の4つの事項については、国の「地方分権改革推進本部」において進められている「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等」の見直しの動向などを踏まえながら、第6回答申に向けた審議を継続していただきたい。

①　商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化
　　上記①の事項については、答申に向けて準備。

②　指定医療機関の指定と類似の事務

③　調理師養成施設の指定と類似の事務（栄養士養成施設の指定事務）

④　総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認監視指導等の権限
　　上記②～④の3つの事項については、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等」の見直しの動向などを踏まえながら、適宜、審議を継続。

（３）第６回答申について

○　本委員会における上記（1）、（2）の審議等を経て、一定の答申本数がまとまった時点で、知事への第6回答申を行っていただきたい。